

富士市住宅改修理由書作成事務手数料の支払いに関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、富士市が介護保険の居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に対して行う、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号に基づき住宅改修が必要と認められる理由が記載された書面（以下「理由書」という。）を作成する者に対し、その業務に係る事務手数料を支払うことにより、介護保険制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(支払いの対象業務)

第2条 この要領による事務手数料（以下「手数料」という。）の支払いの対象は、次の各号の一に該当する者（以下「介護支援専門員等」という。）が、居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供を受けていない要介護者又は要支援者に対する理由書を作成する業務とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 保健師
- (3) 作業療法士
- (4) 理学療法士
- (5) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の合格者
- (6) 地域包括支援センターの職員

(業務に係る手数料)

第3条 市長は、前条の業務を行った介護支援専門員等又はその者が属する事業所に対し、1件当たり2,000円の手数料を支払うものとする。ただし、理由書作成日の属する月から住宅改修工事完了日の属する月までの間に、介護保険法施行規則第77条第1項（同規則第95条の2により届出が行われている場合を含む。）による届出（以下「届出」という。）が行われている場合は、理由書を作成した介護支援専門員等が属する事業所（以下「作成事業所」という。）においては、本来業務として介護報酬に含まれるため、手数料の請求を行うことはできないものとする。

(支払いの手続)

第4条 手数料の支払いを受けようとする者は、市が住宅改修工事の完了を確認し、介護保険償還払支給決定通知書を発行した後に、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 住宅改修理由書作成事務手数料請求書（様式第1号）
 - (2) 第2条各号に規定する資格を有していることを証明する書類の写し
- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、手数料を支払うものとする。
- 3 前項の規定に基づく支払いの決定に係る通知については、その支払いをもってこれに代えるものとする。

(手数料の返還)

第5条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要領による手数料の支払いを受けた者がいるときは、その者から当該手数料を返還させることができる。

2 手数料の支払いを受けた作成事業所は、市長が、第3条ただし書きの手数料の請求を行うことができないと認めた場合は、当該手数料を返還しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。